

長野県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
訪問介護ケアタウン東御殿の湯	松本市浅間温泉3丁目31番27号	平成16年3月16日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
はやし内科	岡谷市中央町1丁目8番10号	平成16年2月1日
医療法人篠崎医院豊科診療所	南安曇郡豊科町高家5089番地1	" "

(3) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
医療法人篠崎医院豊科診療所	南安曇郡豊科町高家5089番地1	平成16年2月1日

(4) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
はやし内科	岡谷市中央町1丁目8番10号	平成16年2月1日
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町伊那富3082番地	" "
医療法人篠崎医院豊科診療所	南安曇郡豊科町高家5089番地1	" "

(5) 通所介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
ゆめの里新村宅幼老所	松本市新村3296番地1	平成16年3月16日
ふれあいの家千寿	南安曇郡三郷村明盛3573番地	" "
宅老所なごみや	長野市川中島町原769番地12	" "
荒井の家	小県郡真田町本原南荒井1093番地2	" "
さくら苑	塩尻市広丘高出1892番地2	" "

(6) 短期入所生活介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
短期入所生活介護事業所インターポート藤	長野市青木島町綱島字小中島782番地6	平成16年3月16日

(7) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
ヒューマンヘリテージ安源寺	中野市安源寺字北原975番地1	平成16年3月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	岡谷市長地権現町4丁目1番30号	平成16年3月16日

高齢福祉課

長野県告示第192号

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

別記中「地域 東部町のうち旧県村の地域」を「地域」に、

「千曲市 千曲市のうち旧稻荷山町、旧八幡村、旧屋代町、旧埴生町、旧五加村、
旧杭瀬下村、旧森村、旧倉科村、旧雨宮県村、旧上山田町、旧力石村、 を
旧戸倉町及び旧更級村の地域」

」

「千曲市 千曲市のうち旧稲荷山町、旧八幡村、旧屋代町、旧埴生町、旧五加村、
旧杭瀬下村、旧森村、旧倉科村、旧雨宮県村、旧上山田町、旧力石村、
旧戸倉町及び旧更級村の地域
東御市 東御市のうち旧県村の地域」
「浅科村 北御牧村」を「浅科村」に、「長門町 東部町のうち旧滋野村、旧祢津村及び旧和村の地域」を「長門町」に、「千曲市 千曲市のうち旧桑原村の地域」を
「千曲市 千曲市のうち旧桑原村の地域
東御市 東御市のうち旧北御牧村、旧滋野村、旧祢津村及び旧和村の地域」に改める。

農政課

長野県告示第193号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町立澤字きり山3222の2

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第194号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月22日

都市計画課

長野県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 256号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡南木曽町大字吾妻3020番地先から 木曽郡南木曽町大字吾妻3029番のイ地先まで	旧	10.6~13.2	0.0915
同 上	新	13.0~14.6	0.0915

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡開田村大字西野4676番の3地先から 木曽郡開田村大字西野4739番の2地先まで	旧	7.5～8.5	0.1050
同上	新	7.6～11.2	0.1050

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中津川山口線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡南木曽町大字田立95番の1地先から 木曽郡南木曽町大字田立37番地先まで	旧	10.0～36.0	0.4211
同上	新	10.5～36.0	0.4211

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中津川南木曽線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡山口村大字神坂5340番の1地先から 木曽郡山口村大字神坂5628番の149地先まで	旧	9.4～16.5	0.1249
同上	新	9.4～19.0	0.1259

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡三岳村87番の48地先から 木曽郡三岳村87番の50地先まで	旧	10.0～20.6	0.1578
同上	新	13.4～37.0	0.1578

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 御岳王滝黒沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曽郡三岳村9128番の1地先から 木曽郡三岳村9145番の10地先まで	旧	10.8～21.2	0.2000
同上	新	10.8～34.4	0.2000

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡三岳村9102番の2地先から 木曽郡三岳村9112番の2地先まで	旧	m 10.6~17.0	km 0.2740
同上	新	m 11.0~25.2	km 0.2740

道路維持課

長野県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 壁田松崎線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字金井字鍛冶下930番の1地先から 中野市大字金井字南河原4番の1地先まで	旧	m 3.5~12.5	km 0.7460
同上	新	m 10.0~27.8	km 0.9480

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 中野飯山線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字新井字大道下419番の2地先から 中野市大字金井字鍛冶下850番の3地先まで	旧	m 4.0~11.4	km 1.9230
中野市大字新井字大道下419番の2地先から 中野市大字若宮字田麦道北添161番の4地先まで		m 9.8~58.4	km 1.5498
中野市大字新井字大道下419番の2地先から 中野市大字金井字鍛冶下850番の3地先まで	新	m 4.0~11.4 5.2~58.4	km 1.9230 2.8060

道路維持課

長野県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路線名 142号

2 供用を開始する区間

諏訪郡下諏訪町屋敷三2129番の11地先から

岡谷市長地鎮二丁目3941番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年3月27日

道路維持課

長野県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路線名 256号

(2) 供用を開始する区間

木曽郡南木曽町大字吾妻3020番地先から

木曽郡南木曽町大字吾妻3029番のイ地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

2(1) 路線名 361号

(2) 供用を開始する区間

木曽郡開田村大字西野4676番の3地先から

木曽郡開田村大字西野4739番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

3(1) 路線名 中津川山口線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡南木曽町大字田立211番の21地先から

木曽郡南木曽町大字田立37番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

4(1) 路線名 中津川南木曽線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡山口村大字神坂5340番の1地先から

木曽郡山口村大字神坂5628番の149地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

5(1) 路線名 開田三岳福島線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡三岳村87番の48地先から

木曽郡三岳村87番の50地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

6(1) 路線名 御岳王滝黒沢線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡三岳村9128番の1地先から

木曽郡三岳村9145番の10地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

7(1) 路線名 御岳王滝黒沢線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡三岳村9102番の2地先から

木曽郡三岳村9112番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

8(1) 路線名 王滝加子母付知線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡王滝村4708番の1地先から

木曽郡王滝村4709番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月22日

道路維持課

長野県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路線名 壁田松崎線

(2) 供用を開始する区間

中野市大字金井字鍛冶下930番の1地先から

中野市大字金井字南河原4番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月28日

2(1) 路線名 中野飯山線

(2) 供用を開始する区間

中野市大字若宮字田麦道北添161番の4地先から

中野市大字若宮字宮下堰添182番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月28日

道路維持課

長野県佐久地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年3月10日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年3月22日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

名 称 住 所

佐久浅間農業協同組合北御牧支所 北佐久郡北御牧村大字大日向
274-1

会計課